

令和3年度 平川市空き店舗対策事業

事業の目的

空き店舗の解消と地域商店街の活性化を図るため、市内の空き店舗を賃借して出店される方に対し、賃借料と改修費の一部を助成します。

対象事業

次のいずれかに該当する3年以上継続して営業することが見込まれる事業

- ① 空き店舗が所在する商店街団体等から承認を受けた事業
- ② その他、地域又は商業集積地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業

※以下のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

- ① 事業者認定の申請以前に着手している事業
- ② 国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となる事業
- ③ 建築基準法及びその他法令に違反する事業
- ④ 政治活動又は宗教活動
- ⑤ その他市長が不適当と認める事業

対象者

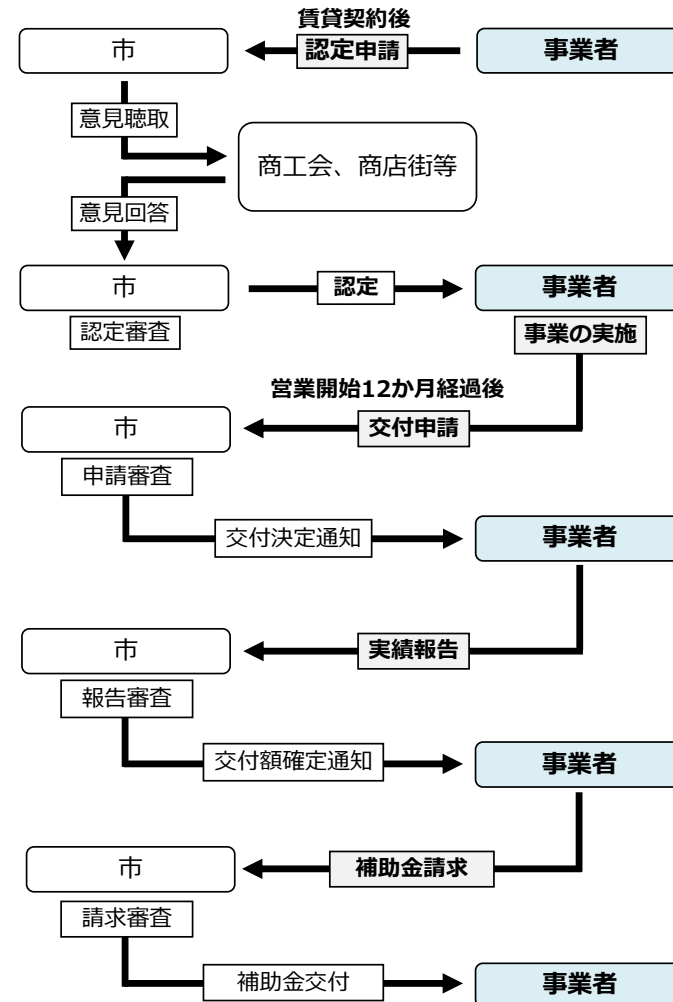
市内の空き店舗を活用して事業を行う者で、次のいずれにも該当しないもの

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業を行う者
- ② 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業を行う者
- ③ この補助金の交付を受けたことがある者
- ④ 空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人その他の団体
- ⑤ 1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね3時間以上、かつ1週間のうち5日以上営業できない者
- ⑥ 市町村民税を滞納している者
- ⑦ 店舗の借受開始日から1年以内に営業を開始できない者
- ⑧ 市内の店舗から移転し、移転前の店舗を空き店舗とする者。
- ⑨ 営業開始日から3年間同じ営業形態で営業できない者

対象経費（消費税は除く）

- ① 空き店舗の賃借料
助成内容：営業開始月から12か月分の賃借料の2/3以内（月5万円以内）
※礼金、敷金及び共益費等を除く。
- ② 開業に伴う改修費
助成内容：改修費の1/2以内（限度額：商業集積地域100万円、その他50万

空き店舗対策事業 手続きの流れ



【お問い合わせ】

商工観光課 商工観光係 Tel0172-44-1111